

研 究 成 果 報 告

機 関 名	一般財団法人 電力中央研究所
所 在 地	〒100-8126 東京都千代田区大手町一丁目 6 番 1 号
電話番号	03-3201-6601
代表者氏名	理事長 各務 正博
連絡事務担当者	社会経済研究所 エネルギーシステム分析領域 上野 貴弘
テ ー マ	国際秩序の変容と気候変動外交への影響
期 間	2017 年 8 月 28 日から 2018 年 3 月 15 日

1. 本研究の背景と目的

英国の EU 離脱や米国第一を掲げるトランプ政権の誕生など、昨今の情勢変化は国際協調を大きく揺るがせる一方、中国は一带一路構想を掲げて地域協力を推進し、インドはモディ政権のもとでクリーンエネルギーの促進を国際協力の下で強化している。このような国際秩序の変容は、グローバルな課題である地球温暖化政策にも重大な影響を及ぼす可能性がある。そこで、昨今の国際秩序の変容が、「パリ協定」やエネルギー環境に係る協力等に及ぼす影響、さらには今後の展望について研究を行い、わが国の気候変動外交のあり方への示唆とする。

2. 主な成果

- 米国トランプ大統領による温暖化対策の見直しやエネルギー戦略についての動向を分析した。

(1)国内政策の見直しについて

トランプ大統領は、選挙戦中も、選挙後も、就任後も、オバマ政権の温暖化対策をほぼ全否定してきた。そして、エネルギー独立を目指し、国産化石燃料の増産に傾斜しようとしている。しかし、前政権からの政策転換を図ろうにも、トランプ政権が取りうる手段には制度上の制約があり、この時点で最終的な着地点を見通すのは困難である。

ただ、どのようなパターンを辿るとしても、オバマ政権が進めた温暖化対策を緩めていくことには変わりはない。施策見直しで CO2 排出削減が遅れれば、オバマ政権が掲げた 2025 年目標の達成は遠ざかることになる。

(2)パリ協定からの脱退意向表明

トランプ大統領は 2017 年 6 月 1 日の演説で、パリ協定からの脱退を表明し、その約 2 ヶ月後の 8 月 4 日に、ヘイリー国連大使が協定脱退の「意向」を国連事務総長に通告した。当該通告は、協定脱退が基本線であることを再確認するものである一方、使われている表現からは、一転して残留の可能性が読み取れる内容となっていた。具体的には、①脱退方法として協定 28 条 1 を用いることに言及した点（2019 年 11 月 4 日か

ら脱退を通告でき、通告の1年後に脱退が完了する)、②「再関与」という言葉を用いた点(大統領の脱退表明演説では一旦脱退することを前提とした「再加入」が使われた)、③「交渉」という言葉を用いなかった点(6月の脱退表明演説では、再加入の条件を他国と交渉するとしていたが、米国が一方的に適切な条件を特定できるかどうか脱退か否かの条件になった)という内容であり、②と③に残留の可能性を示唆するニュアンスが込められている。

他方、トランプ大統領は、2018年2月23日に開催された保守政治行動会議における演説で「パリ協定を打ちのめした。米国にとって災難になりえた」「我々は巨大なエネルギー資源を有している」「(協定は)他国に対する競争力を弱めるものだ。そのようなことは起きないと言ってやった」「2030年まで中国は合意したことを始めない。我々は合意したことをただちに始めることになっていた。ロシアはクリーンではなかった1990年代に戻ることを許されている」「インドなど他の大国に我々はお金を払わねばならなかった」などと発言し、トランプ大統領のパリ協定に対する見方が基本的には変わっていないことが明らかになった

(3) トランプ政権の環境エネルギー戦略

2017年6月29日に、トランプ大統領はエネルギー省で演説し、エネルギー輸出を通じた「支配力(dominance)」の拡大を謳った。同演説内で、エネルギー開発を促進する必要性に言及し、その具体的な施策として、①原子力の復活と拡大に向けた政策レビュー、②高効率な海外石炭火力へのファイナンスに対する障壁撤廃、③メキシコへの石油パイプラインの建設認可、④韓国との天然ガス輸出交渉、⑤レイクチャールズLNGターミナルからの追加輸出の認可、⑥大陸棚における石油天然ガス開発の新たなリースプログラムの創設を掲げた。

輸出拡大は、輸入国側から見ると、必ずしも米国の支配力拡大を意味するとは限らず、むしろ供給源の多様化により資源調達自由度が高まることもある。トランプ大統領は、輸出拡大は同盟国に真のエネルギー安全保障を与えると述べていることから、資源輸入国の供給源を増やすことで、米国以外の資源国が輸入国に及ぼす影響力を弱めることを狙っている可能性がある

- 中国の一带一路構想やグリーンファイナンス等に関する文献調査を行い、化石燃料関連及び水力・原子力発電関連の対外融資・付保の規模が非常に大きいことや、2016年にG20の議長国を引き受けたことを契機としてグリーンファイナンスを推進していることなどを確認した。
- 様々な国際問題において、国家間の取組みを補完するものとして、非国家主体(non-state actor)の取組みへの関心が高まっているが、この点について、気候変動分野における動向を調査し、国際秩序との関係を考察した。気候変動枠組条約(UNFCCC)の下では、近年、民間企業、地方政府、その他主体による取組みをアピールするGlobal

Action Agenda という場が立ち上げられており、COP の際に多数のイベントが行われている。特に 2017 年はトランプ大統領による脱退意向表明を受けて、「パリ協定を支持する米国の地方政府や民間企業のアピールの場」としての機能を担っていた。また、民間企業に対して気候変動関連の目標設定や情報開示を求める取組みが活発化している。こうした取組みの多くは非営利団体によって運営されているが、実質的に国際的な権威となりつつある。国際政治学ではこの現象は **private authority** と呼ばれており、エネルギー環境分野では国際的なガバナンスの一要素となりつつある。

以上の成果について、参考資料を別添する。

3. 示唆

本研究では、米国トランプ政権の動きを分析し、パリ協定からの脱退表明やエネルギー支配力の追求など、自国優勢の政策方針がエネルギー環境分野の国際協調に一定程度の影響を及ぼしていることを明らかにした。また、中国の一带一路構想やグリーンファイナンス構想が国際的な影響力を持ち始めていることや、**private authority** という新たな現象が台頭して国際的なガバナンスの一要素となりつつある点も確認した。日本の気候変動外交にとっては、パリ協定実施指針を巡る多国間交渉に加えて、①パリ協定からの脱退意向を表明したトランプ政権にどのように関与すれば米国をパリ協定につなぎとめることができるのか、②一带一路構想や **private authority** など新たな秩序・ガバナンスにどのように対応すべきかといった新たな課題が生じていると言えよう。